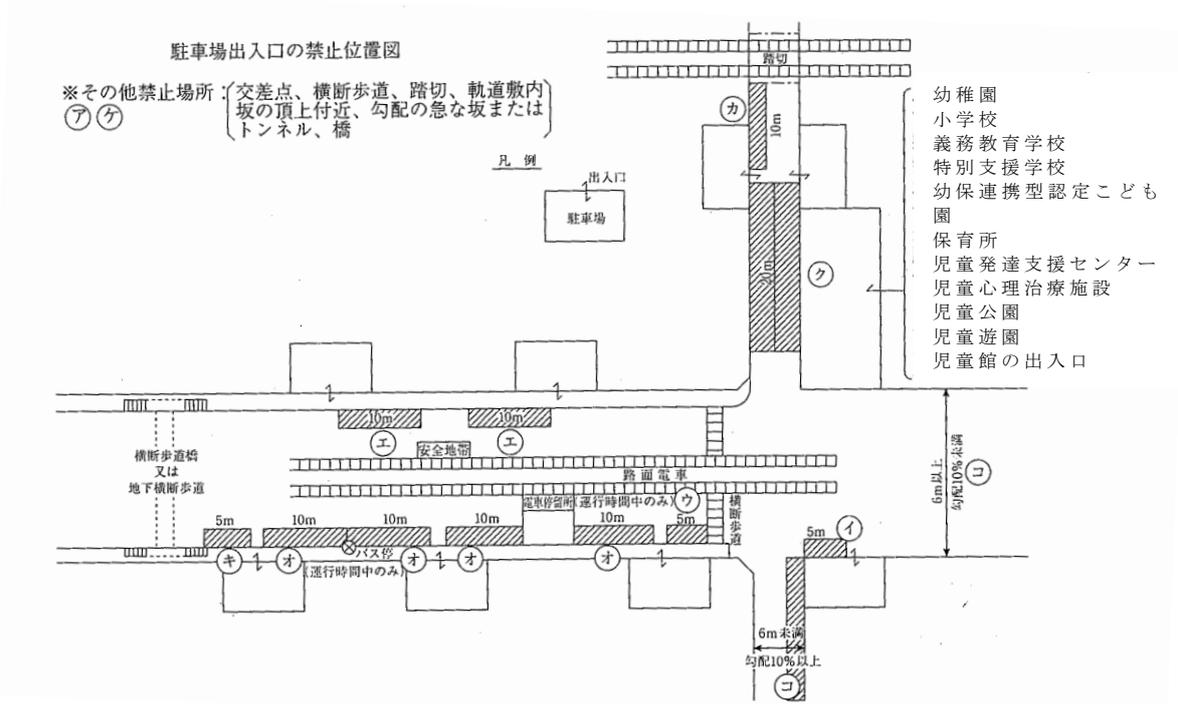


# 路外駐車場の構造及び設備に関する技術的基準

## (1) 路外駐車場の出口及び入口を設けることができない箇所



参考：駐車場法解説から引用編集

以下の㉑～㉓の箇所には、駐車場法施行令第7条第1項第1号の規定により、路外駐車場の出口及び入口を設けることができません。

- ㉑ 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネルの道路の部分
- ㉒ 交差点の側端又は道路のまがりかどから5m以内の道路の部分
- ㉓ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の道路の部分
- ㉔ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の道路の部分
- ㉕ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の道路の部分（運行時間中に限る）
- ㉖ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の道路の部分
- ㉗ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から5メートル以内の道路の部分
- ㉘ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及

びその左右20m以内の部分を含む)

㊦ 橋

㊧ 幅員が6m未満の道路又は縦断勾配が10%を超える道路

## (2) 国土交通大臣の認定により出入口の設置が可能な箇所

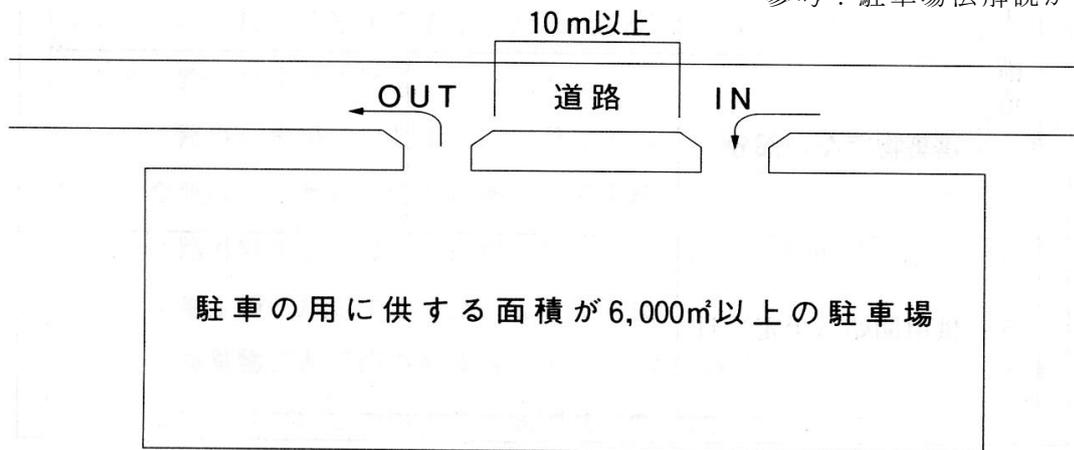
交差点の側端、トンネル、幅員が6 m未満の道路、前頁④、⑤、⑥、⑦の部分については、道路の円滑かつ安全な交通に支障がないと国土交通大臣が認めたものに限り路外駐車場の出入口を設けることができます。

※ 具体的にいかなる場合に「道路の円滑かつ安全な交通に支障がない」と認められるかは、現地の交通状況や交差点形状に応じて、関係する道路管理者、都道府県公安委員会との協議又は意見聴取を経て個別具体的に判断されることとなります。

なお、この国土交通大臣の認定手続きは、各地方整備局に委任されています。

## (3) 入口と出口の隔離

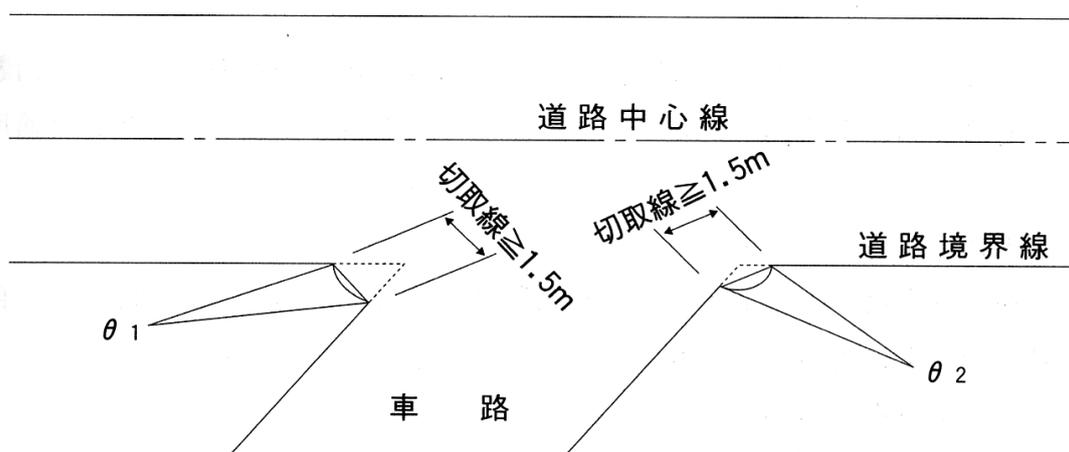
参考：駐車場法解説から引用



自動車の駐車場の用に供する部分の面積が6,000 m<sup>2</sup>以上の場合、入出庫が多くなるため、出入口を分離し、かつ10 m以上の間隔をとることにより道路交通の安全と円滑化を確保するものとしています。

※ ただし、自動車の出入口が設置される道路が中央分離帯等によって、物理的に往復の方向別に分離されている場合は、出口と入口との間隔を10 m未満とすることも可能です。

#### (4) 出入口の隅切り



参考：駐車場法解説から引用

自動車の出口又は入口において自動車の回転を容易にするために必要があるときは、隅切りが義務付けられています。この場合において、切取線と車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは1.5m以上としなければなりません。

また、車路は、当然のことながら前面道路に直角に設置することが望ましいとされています。

#### (5) 出口付近の構造

駐車場の出口付近では出庫車両の動線と道路を歩いている人との動線がクロスするため、十分な安全性を確保する必要があります。このため、自動車の出口付近の構造は、当該出口から2m【1.3m】後退した自動車の車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する人を確認できるように視距を確保しなければなりません。

※ 【】内の数字は自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路等の場合

## (6) 車路

- ① 自動車の車路の幅員は、5.5m【3.5m】以上としなければなりません。ただし、一方通行の車路にあつては、3.5m【2.25m】以上（当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない場合は2.75m【1.75m】以上）とすることができます。

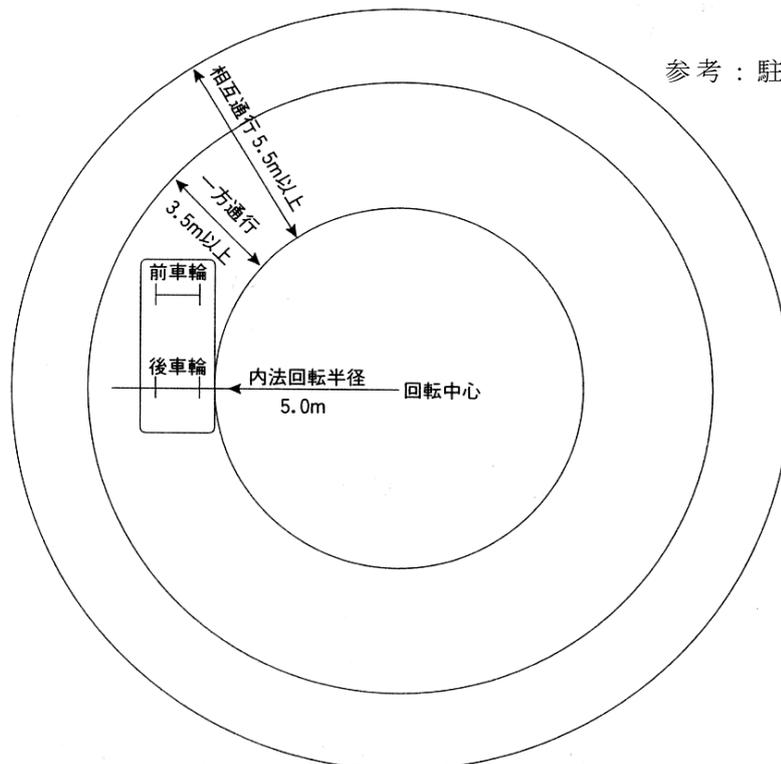
※ 【】内の数字は自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路等の場合

路外駐車場は不特定多数の者が利用するため、車路の設計に際しては自動車が安全に走行できるものとするのが求められています。安全に相互通行できる幅員の最小値は5.5mとされており、一方通行時における幅員3.5mは走行車両に対して歩行者の待避し得る最小であるということ considering して設計しなければなりません。

- ② 建築物の場合、屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。）は、自動車が5.0m【3.0m】以上の内のり半径で回転できる構造でなければなりません。

内のり回転半径とは、後輪の車軸延長線上に回転中心を置き、その回転中心から半径5.0m以上の軌跡をいいます。一方通行であればさらにその外側に3.5m以上、相互通行であれば5.5m以上を加えた同心円が有効幅員として見なされることに留意してください。

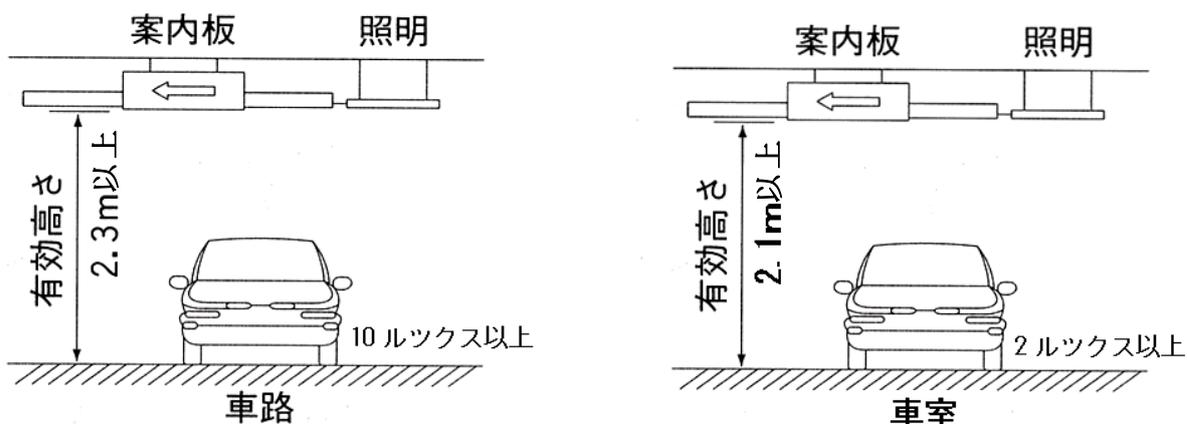
※ 【】内の数字は自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路等の場合



参考：駐車場法解説から引用

(7) はり下の高さ・床面の照度（建築物の場合）

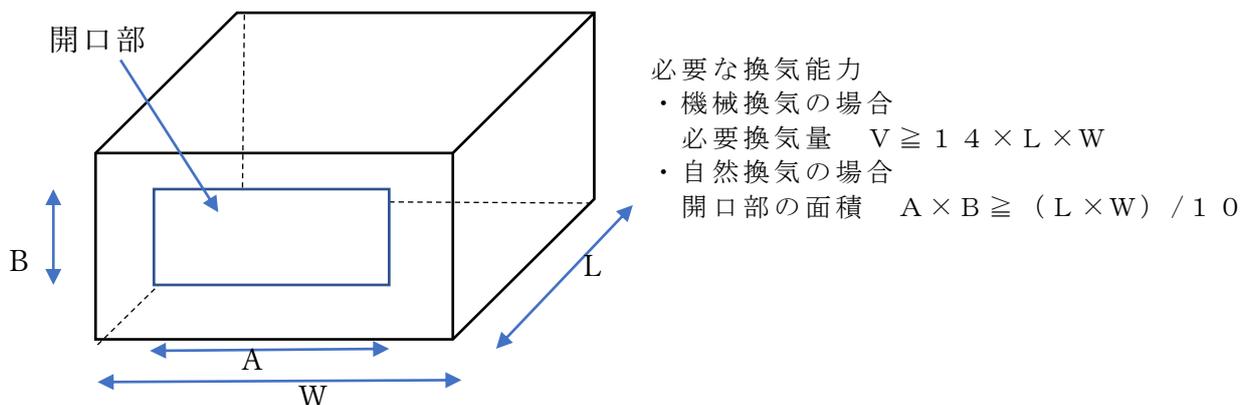
参考：駐車場法解説から引用編集



車路はスロープ部による自動車の傾き、あるいは走行中のバウンド等を考慮し、はり下の寸法は、駐車用の供する部分の2.1mに0.2mの余裕を加えて、2.3mとする必要があります。なお、はり下の高さとは建築設備も含む有効高さであることに注意する必要があります。

また、避難上最小限の明るさを確保するために車路の路面は10ルクス以上、自動車の駐車用の供する部分の床面は2ルクス以上の照度を保つための照明装置を設ける必要があります。

(8) 換気装置（建築物の場合）



建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積1㎡につき毎時1.4㎡以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければなりません。（機械換気）

ただし、窓その他の開口部を有する階で、その開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上であるものについては、この限りではありません。（自然換気）

※ 対象面積については車室及び車路等も含む

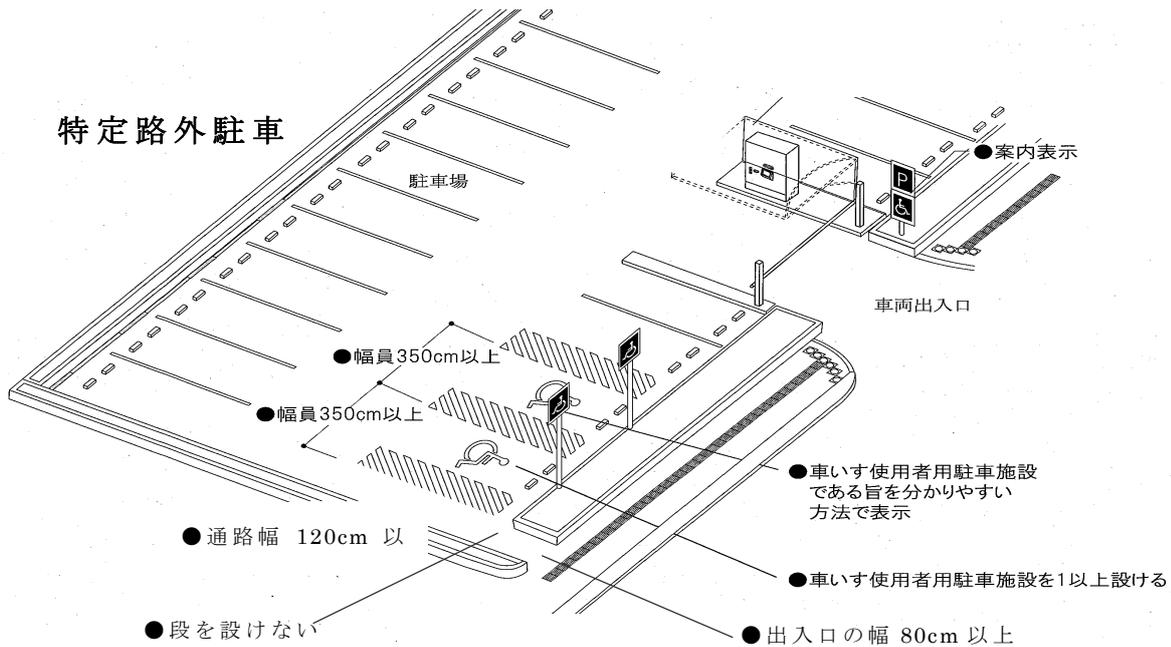
## 6 特定路外駐車場の構造及び設備の基準

### (1) 特定路外駐車場の構造

特定路外駐車場には、車いす使用者用駐車施設を1以上設けなければなりません。

また、車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路にしなければなりません。なお、当該経路のことを「(路外駐車場)移動等円滑化経路」といいます。

参考：福祉のまちづくり条例設計ガイドブックから引用編集



#### ① 車いす使用者用駐車施設の構造

ア 幅は350cm以上でなければなりません。

イ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をしなければなりません。

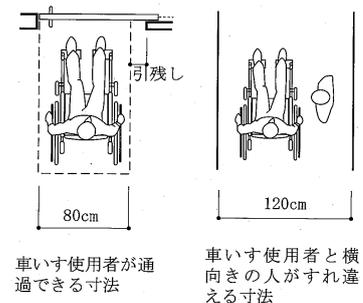
ウ ②の経路ができるだけ短くなる位置に設けなければなりません。

#### ② 移動等円滑化経路の構造

ア 段を設けることはできません（傾斜路を併設する場合を除く）。

イ 出入口の幅は、車いす使用者が通過できるよう、80cm以上でなければなりません。

ウ 通路の幅は、車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう、120cm以上でなければなりません。



参考：福祉のまちづくり条例設計ガイドブックから引用

エ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けなければなりません。

オ 傾斜路を設ける場合は、㉞～㉟を満たさなければなりません。

㉞ 段に代えて設置する場合は、当該傾斜路で車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう、幅が120cm以上でなければなりません。

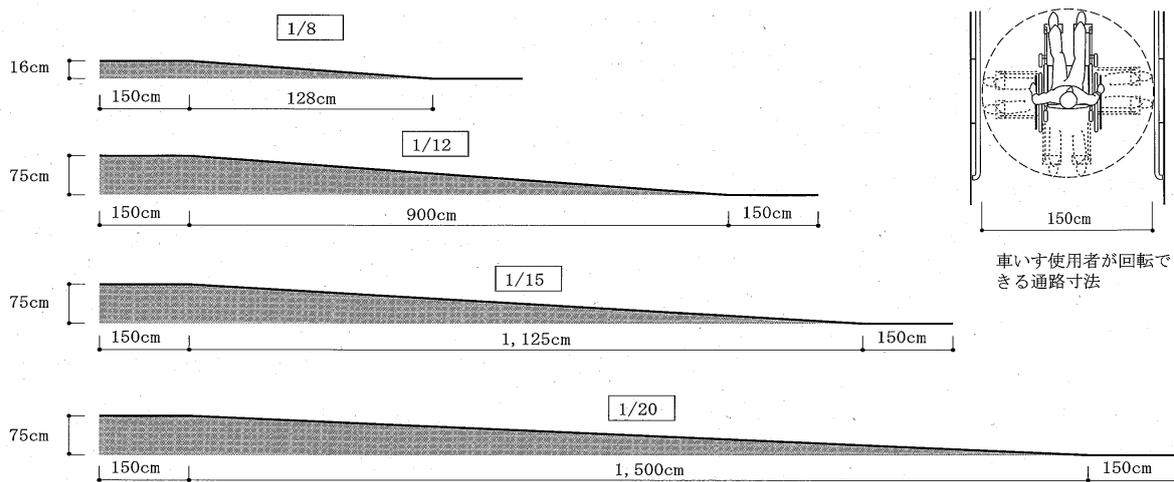
また、段に併設する場合は、当該傾斜路を車いす使用者が通過しやすいよう、幅が90cm以上でなければなりません。

㉟ 勾配は、12分の1を超えない範囲でなければなりません（高さが16cm以下のもの場合は、8分の1を超えない範囲）。

㊱ 高さが75cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える場合は、車いす使用者が回転できるよう、踏幅が150cm以上の踊場を、高さ75cm以内ごとに設けなければなりません。

㊲ 勾配が12分の1を超える場合、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える場合は、当該傾斜部分に手すりを設けなければなりません。

参考：福祉のまちづくり条例設計ガイドブックから引用



傾斜路のこう配 高さ75cm以内ごとに踊場を設ける。

## (2) 特殊の装置

予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣が当該装置により(1)の構造又は設備と同等以上の能力があると認める場合は、(1)は適用されません。